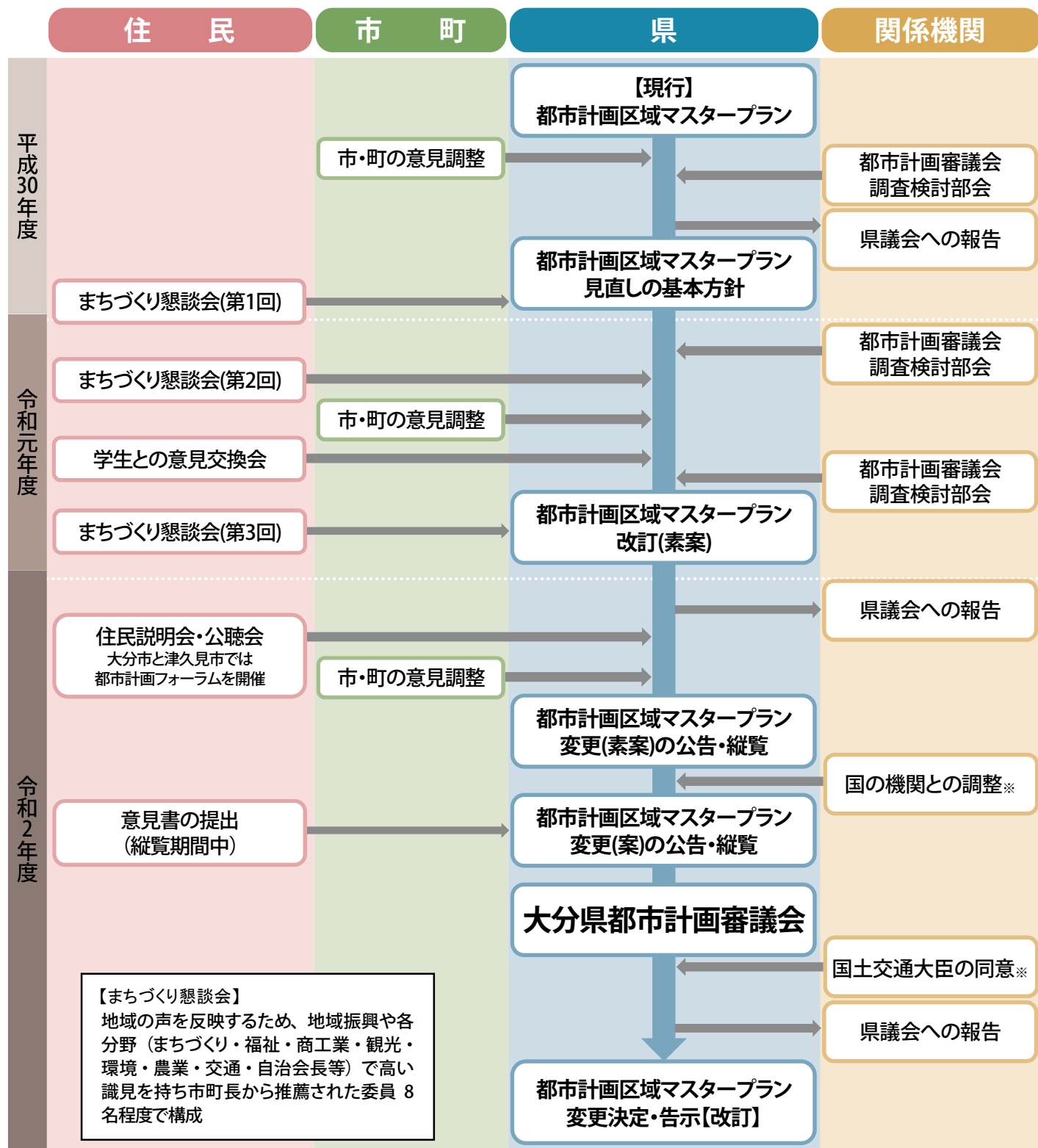


5 改訂までの手続きとスケジュール



※大分・別府が該当

【まちづくり懇談会】
地域の声を反映するため、地域振興や各分野（まちづくり・福祉・商工業・観光・環境・農業・交通・自治会長等）で高い識見を持ち市町長から推薦された委員 8名程度で構成

6 計画の管理と継続的改善

改訂した都市計画区域マスタープランは、法制度の改正、社会経済情勢の変化、住民の皆様の意向等を踏まえ適宜見直しを行います。また、県と市町、まちづくり懇談会で協働して計画内容の進捗管理を行い、状況を広く住民等へ公表しながら、計画内容の継続的な改善を進めていきます。

お問い合わせ
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 都市計画班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL 097-506-4659(直通) FAX 097-506-1778
E-mail : a17510@pref.oita.lg.jp ホームページ : https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/

【表紙デザイン】
▶学生にデザインを募集し、厳正な審査を経て、最優秀賞に選定された、立命館アジア太平洋大学の学生デザインを採用しました。

大分

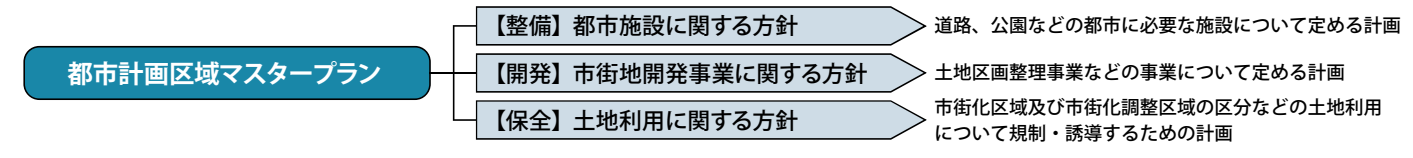
別府湾広域都市圏

都市計画区域マスタープラン

改訂
概要版

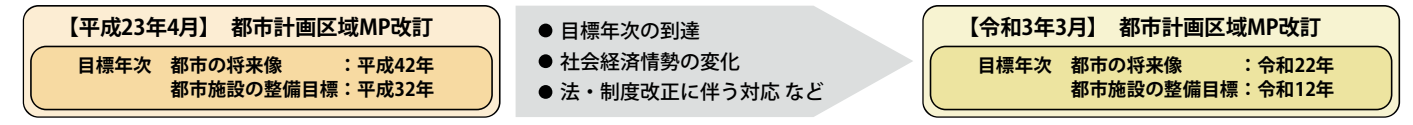
1 都市計画区域マスタープランの改訂

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。

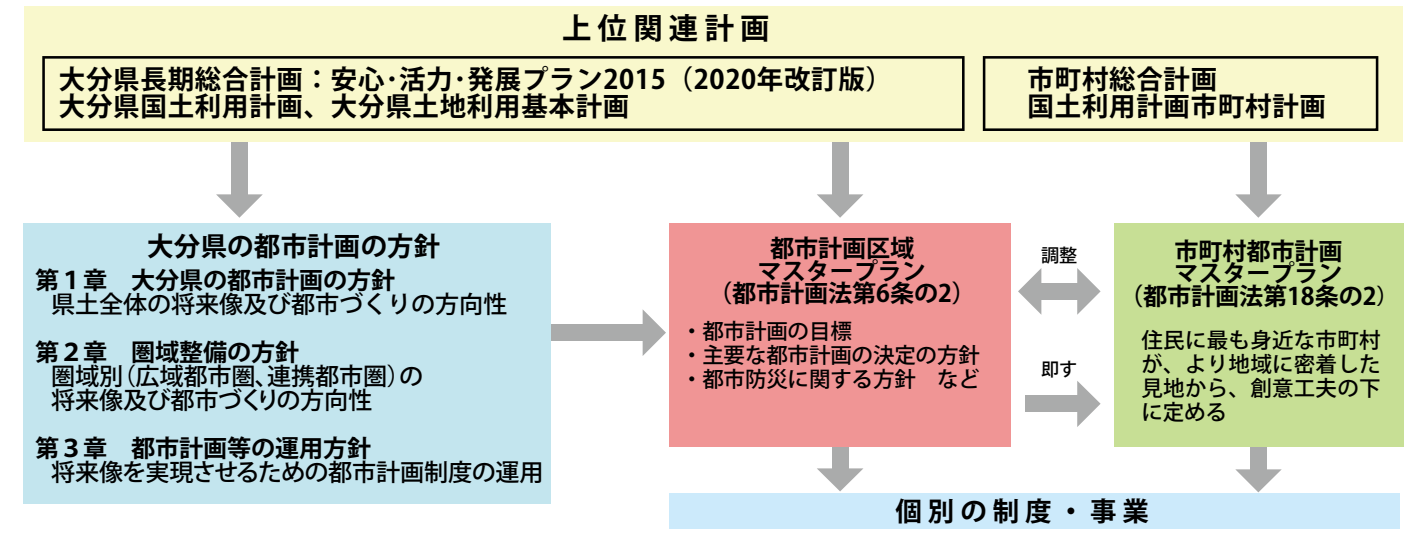


大分県では、平成16年4月に都市計画区域マスタープランを策定し、都市施設の整備目標年次の到達、市町村合併等による変化を背景に、すべての都市計画区域マスタープランを見直し平成23年3月に改訂しました。その後、おおよそ10年後の目標年次に到達したことを受け、社会経済情勢の変化や新たな法・制度改正に伴って、令和3年3月に改訂しました。

今回の区域マスタープランは、令和2年を基準年として「都市の将来像」に関する目標年次を概ね20年後の令和22年、「都市施設の整備目標」等に関する目標年次を概ね10年後の令和12年としています。



2 都市計画区域マスタープランの位置付けと役割



3 本県の目指すべき将来の都市像

基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

- ▶都市機能等を中心部や生活拠点に集約し、市街地の拡大を抑制するとともに、誰もが必要なサービスを身近に享受することができる都市構造の実現を図ります。
- ▶拠点間や拠点と居住地域間において、公共交通の確保・維持や新たな交通システムの導入等により、快適に移動できる都市づくりを目指します。
- ▶集約化を図るべき地域では土地利用の高度化などを図るとともに、集約化する地域の外側では公共サービスのあり方、農地や自然環境の保全・再生を検討します。
- ▶すでに市街地を形成している地域においては、官・民が保有する様々な既存ストックの総合的な有効活用を図り、より効果的・効率的な都市づくりを進めます。

基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

- ▶既存企業の事業拡大や新規成長産業分野の企業の進出を支援するため、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を促進します。
- ▶観光地間のネットワーク強化や二次交通の整備による受入体制の整備促進など、観光客をもてなす都市づくりを促進します。
- ▶地域の個性や固有の魅力の向上を図り、活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市づくりを進めます。
- ▶県や市町がそれぞれの役割分担のもとで連携・協調して、地域活力や地域間競争力の向上を目指した都市づくりを進めます。

基本方向3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

- ▶災害リスクを考慮した土地利用のあり方の検討や、交通・ライフライン等の代替性の確保など、総合的な災害対策と都市防災機能の強化を図ります。
- ▶様々な防災情報を整理し、ハード・ソフト双方の災害対策に反映させるとともに、事前復興等の取組にも活用します。
- ▶バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めることなどにより、すべてのひとが安心・安全に住める都市づくりを進めます。

基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり 【環境】

- ▶地域特有の歴史・文化資源等を保全するとともに、景観形成や都市空間等の創出を図り、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。
- ▶グリーンインフラの取組などを進めるとともに、自然景観を活かした市街地を形成するなど、自然と共生した都市づくりを推進します。

基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- ▶多様な主体が協働を推進しながら、民間主体のエリアマネジメント等を活用し、地域が自ら運営・調整・管理できる都市づくりを目指します。

《将来都市づくりのテーマ》
『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』



4 大分都市計画区域マスタープランの概要

都市づくりの基本理念

県都として歴史、自然環境との調和を図りながら、多様な機能がバランスを保った魅力ある都市の形成を目指します。また、既存ストックを活用した効率的な社会資本投資と、利便性が高く環境負荷の小さいコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを目指します。

基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

コンパクト・プラス・ネットワーク

- 大分駅南北を中心とした市街地を中心拠点、また鶴崎地区、南部地区、戸次地区、穂田地区、大在地区、坂ノ市地区、明野地区を地域拠点とします。
- 持続可能な都市づくりに向けて、駅周辺等の中心拠点や地域拠点等へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大抑制を基本に、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

公共交通

- 公共交通機関相互の連携を図り、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。
- 情報通信技術を活用した交通マネジメントやバス高速輸送システム（BRT）などの新たな公共交通システムの導入について、関係機関と連携して検討を進めます。



商業・業務機能が集積する大分駅周辺

道路

- 特に優先的に整備、事業化をする路線は、19路線あります。（春日浦戸次線、庄の原佐野線、上野丘南大分線など）
- 長期間整備が進められていない臨海久原線・白木庄の原線などについては、特に優先的に計画の見直しを検討します。

土地利用

- 市街地において無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努め、空き家等の低・未利用地の多様な活用を推進します。

基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

観光振興・インバウンド対応

- 県都大分市の顔である大分駅周辺地区、ホーバークラフト発着地となる西大分港周辺地区を観光・交流拠点とし、大在公共埠頭周辺を物流拠点とすることで、複合的な機能の集積、魅力的なにぎわい拠点の形成、アクセス性の向上などを図ります。

企業誘致・産業振興

- 大分臨海工業地帯、流通業務団地、岡地区、毛井地区一帯を産業機能集積拠点とします。
- 既存の工業地帯が形成されている地区については、周辺部への影響に配慮し工業地帯としての機能の充実に努めます。また、企業ニーズに的確に対応できるような立地環境の整備を促進します。



整備により更なる賑わいが期待される西大分港周辺地区

市街地開発

- 末広町一丁目地区では、特に優先的に市街地再開発事業を進めます。

基本方向3

安全で安心して暮らせる都市づくり

【安全安心】

防災

- 大野川、大谷川、宮谷川、横瀬川では、特に優先的に整備を進めます。
- 緊急輸送道路等、災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、電線共同溝の整備等による道路の無電柱化を推進します。
- 可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努めます。



無電柱化による防災対策の推進

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 歩行空間については、段差の解消、障害物の除去といったバリアフリーの促進をはじめ、ユニバーサルデザインが施された快適で安全なゆとりある歩道の整備を図ります。また、歩行者や自動車と適切に分離された自転車通行区間の設置も検討します。

基本方向4

歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり

【環境】

景観・自然環境

- 大分市景観計画に基づく重点地区に設定されたおおいた都心地区や西大分湾岸周辺地区は、高度地区などの制度を活用し、良好な景観形成を図ります。
- 上野丘及び松栄山の丘陵地景観については、都市内における良好な自然景観を有しており、今後も重要な都市景観構成要素として位置づけ、風致地区としてその維持・保全に努めます。

公園

- 下郡地区公園、大友氏遺跡歴史公園は、特に優先的に整備します。
- 長期間整備が進められていない春日運動公園など4公園については、特に優先的に計画の見直しを行います。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討します。



都市内緑地を創出する大友氏遺跡歴史公園

農地

- 市街地内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努めます。
- 市街化調整区域の広がりのある優良な農地については、将来に継承できるよう保全に努めます。また荒廃農地は、自然再生の可能性を検討します。

基本方向5

私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり

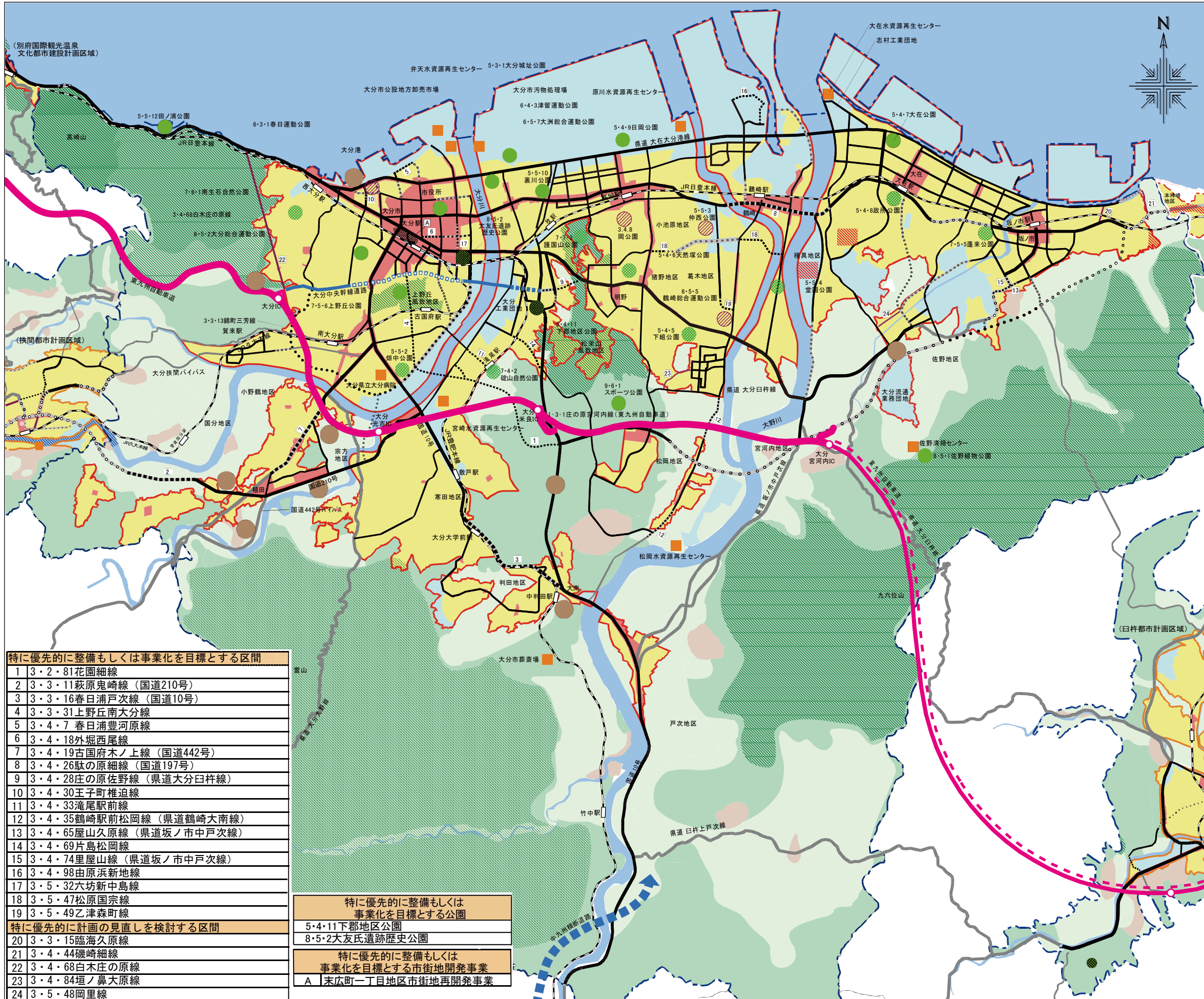
【地域主体】

官民連携のまちづくり

- 計画内容とその進捗状況については、県・市・住民による「都市（まち）づくり懇談会」などにおいて定期的に意見交換を行い、継続的に計画内容を改善していきます。
- 行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進します。



まちづくり教室を通じた理解醸成



□大分都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

- 行政界
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 市街化区域
- 主な交通施設
- 幹線道路
- 幹線分類(太さで区分)
- 主要幹線
- 都市幹線
- 整備状況
- 整備済
- 特に優先的に整備
もしくは事業化を目標とする区間
- 優先的に整備
もしくは事業化を目標とする区間
- 計画路線
- 計画内容の見直しを
検討する区間
- その他の主な
幹線道路
- 高速自動車道
- 整備済み区間
- 暫定整備済み区間
- 4車線化事業化区間
- 地域高規格道路
- 整備済み区間
- 特に優先的に整備
もしくは事業化を目標とする区間
- 計画路線
- 鉄道
- 都市的土地利用
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 用途地域への編入
を検討する地域
- 用途の変更等を
検討する地域
- 特に優先的に整備
もしくは事業化を目標
とする区域・施設
- その他の土地利用
- 生活環境整備・保全地域
- 保全する農地
- 保全する山地
- 自然・風致・歴史的資源
等を保全する地域
- 水辺環境を
保全する地域
- 主な公園
- 整備済み
- 特に優先的に整備
もしくは事業化を
目標とするもの
- 計画
- 特に優先的に計画
の見直しを検討するもの
- その他の都市施設
- 整備済
- 主な河川

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	
1	3・2・81花園細線
2	3・3・11萩原鬼崎線(国道210号)
3	3・3・16春日浦戸次線(国道10号)
4	3・3・31上野丘南大分線
5	3・4・7春日浦豊河原線
6	3・4・18外堀西尾線
7	3・4・19古国府木ノ上線(国道442号)
8	3・4・26駄の原細線(国道197号)
9	3・4・28庄の原佐野線(県道大分臼杵線)
10	3・4・30王子町椎迫線
11	3・4・33滝尾駅前線
12	3・4・35鶴崎駅前松岡線(県道鶴崎大南線)
13	3・4・65屋山久原線(県道坂ノ市中戸次線)
14	3・4・69片島松岡線
15	3・4・74里屋山線(県道坂ノ市中戸次線)
16	3・4・98由原浜新地線
17	3・5・32六坊新中島線
18	3・5・47松原国宗線
19	3・5・49乙津森町線
特に優先的に計画の見直しを検討する区間	
20	3・3・15臨海久原線
21	3・4・44磯崎細線
22	3・4・68白木庄の原線
23	3・4・84垣ノ鼻大原線
24	3・5・48岡里線

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする公園	5・4・11下郡地区公園
	8・5・2大友氏遺跡歴史公園
特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする市街地開発事業	A 末広町一丁目地区市街地再開発事業

5km ※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の()内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。